

市債権の放棄について（福祉局関係分）

神戸市債権の管理に関する条例第 16 条に基づき債権放棄を行った債権は下記のとおり。

[令和 2 年 4 月 ～ 令和 3 年 3 月実施分]

会計 区分	債権の名称	法的 区分	件数 (件)	金額 (円)	放棄事由 〔条例第 16 条該当号〕
一般	福祉医療費助成に係る診療報酬返還金（老人医療費助成分）	私債権	1	2,059	2号
一般	福祉医療費助成に係る診療報酬返還金（重度障害者医療費助成分）	私債権	1	2,575	2号
一般	同和更生資金貸付金	私債権	7	750,012	1号
一般	おもいけ園靴箱工賃	私債権	2	94,565	2号
一般	在日外国人等福祉給付金返還金	私債権	1	60,000	1号
一般	軽費老人ホーム償還金	私債権	5	15,047	1号
国保	国民健康保険診療報酬返還金	私債権	3	9,921,050	2号
合計			20	10,845,308	

[参考] 神戸市債権の管理に関する条例（抜粋）

（放棄）

第 16 条 市長等は、その他の債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該その他の債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- (1) 当該その他の債権（時効による消滅について、時効の援用を要するものに限る。）につき消滅時効に係る時効期間が満了したとき。
- (2) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 253 条第 1 項その他の法令の規定により債務者が当該その他の債権につきその責任を免れたとき。